

火山噴火予知連絡会運営要綱

昭和49年6月20日
(改正) 昭和54年5月12日
(改正) 平成59年7月1日
(改正) 平成7年5月25日
(改正) 平成13年1月6日

(目 的)

1. 火山噴火予知連絡会（以下「連絡会」という。）は、測地学審議会の建議（昭和48年6月29日）の趣旨にそい、火山噴火予知に関する関係機関の研究及び業務の相互関係を密にし、もって、火山噴火予知の推進に関する計画の円滑な実施に資することを目的とする。

(任 務)

2. 連絡会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 関係諸機関の研究及び業務に関する成果及び情報を交換し、それぞれの機関における火山噴火予知に関する研究及び技術の開発の促進を図ること。
 - (2) 火山噴火に際して、当該火山の噴火現象について総合判断を行い、火山情報の質の向上を図ることにより防災活動に資すること。
 - (3) 火山噴火予知に関する研究及び観測の体制の整備のための施策について総合的に検討すること。

(報告・発表)

3. 連絡会で行われた総合判断に関する報告・発表は、必要のつと気象庁が行う。

(運 営)

4. 連絡会は、次により運営する。
 - (1) 連絡会は、委員30人以内で構成する。
特別の事項を調査検討するため、必要があるときは、連絡会に臨時委員を置くことができる。
 - (2) 委員及び臨時委員は、学識経験者及び次の関係行政機関の職員をもって充てる。

内 閣 府

文部科学省

経済産業省（産業技術総合研究所地質調査所）

国土交通省（国土地理院）

海上保安庁

気 象 庁

- (3) 学識経験者としての委員は、気象庁長官が依頼し、関係行政機関の職員としての委員は、当該行政機関の推薦によるものとする。臨時委員についても同様とする。
- (4) 連絡会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- (5) 連絡会は、必要に応じ会長が招集する。
- (6) 連絡会に幹事会を置く。
- (7) 連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会にはかって定める。
- (8) 連絡会の庶務は、気象庁地震火山部火山課において処理する。

火山噴火予知連絡会運営要綱

昭和49年 6月20日
(改正) 昭和54年 5月12日
(改正) 平成59年 7月 1日
(改正) 平成 7年 5月25日
(改正) 平成13年 1月 6日
(改正) 平成13年 3月30日

(目 的)

1. 火山噴火予知連絡会(以下「連絡会」という。)は、測地学審議会の建議(昭和48年6月29日)の趣旨にそい、火山噴火予知に関する関係機関の研究及び業務の相互関係を密にし、もって、火山噴火予知の推進に関する計画の円滑な実施に資することを目的とする。

(任 務)

2. 連絡会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 関係諸機関の研究及び業務に関する成果及び情報を交換し、それぞれの機関における火山噴火予知に関する研究及び技術の開発の促進を図ること。
 - (2) 火山噴火に際して、当該火山の噴火現象について総合判断を行い、火山情報の質の向上を図ることにより防災活動に資すること。
 - (3) 火山噴火予知に関する研究及び観測の体制の整備のための施策について総合的に検討すること。

(報告・発表)

3. 連絡会で行われた総合判断に関する報告・発表は、必要のつど気象庁が行う。

(運 営)

4. 連絡会は、次により運営する。

- (1) 連絡会は、委員30人以内で構成する。

特別の事項を調査検討するため、必要があるときは、連絡会に臨時委員を置くことができる。

- (2) 委員及び臨時委員は、学識経験者及び次の関係行政機関等の職員をもって充てる。

内 閣 府

文部科学省

国土交通省河川局

国土地理院

気 象 庁

海上保安庁

防災科学技術研究所

産業技術総合研究所

- (3) 学識経験者としての委員は、気象庁長官が依頼し、関係行政機関等の職員としての委員は、当該行政機関等の推薦によるものとする。臨時委員についても同様とする。
- (4) 連絡会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- (5) 連絡会は、必要に応じ会長が招集する。
- (6) 連絡会に幹事会を置く。
- (7) 連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会にはかって定める。
- (8) 連絡会の庶務は、気象庁地震火山部火山課において処理する。